

入札説明書

奈良県性と健康の相談センター事業業務委託

令和8年3月

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課

入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、入札公告第5の6（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 入札に関する事項

- (1) 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」
<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。

2 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

入札公告第3の(カ)で示す期日までに、下記に示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、(2)の証明する資料を入札公告第5の6（1）で示す場所に提出しなければなりません。（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 競争入札参加資格確認申請

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書を別紙1により作成してください。
- (イ) 競争入札参加資格確認申請書は電子入札等システムにより提出してください。

(2) 提出書類

以下を証明する資料を提出してください。

- (ア) 個人情報保護に関する認証制度（プライバシーマーク、ISO/IEC27001 認証（情報セキュリティマネジメントシステム）又は ISMS 認証）を保有していること。
- (イ) 入札公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市）から同種の相談業務を受託して誠実に履行した実績を有していること。

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

(3) 提出方法

郵送による場合は、書留郵便とし、入札公告第3の(カ)で示す期日までに必着のこと。また、封筒に「奈良県性と健康の相談センター事業業務委託にかかる入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

持参の場合は、入札公告第3の(カ)で示す期日までに入札公告第5の6(1)で示す場所に持参してください。

3 入札手続

(1) 電子入札システムによる入札書提出期間

入札書は入札公告第3の(ク)に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下、「県の休日」といいます。)を除きます。

(2) 入札書の提出について

(ア) 入札書は、電子入札等システムにより提出してください。

(イ) 入札書は、電子入札等システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとします。

(ウ) 提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(エ) 錯誤による入札を行った場合は、所定の別紙2入札書錯誤無効届を入札公告第5の6(1)で示す場所に入札公告第3の(ク)の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(オ) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再度入札

再度入札(2回目)の締切日時については、原則として、開札日の15時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

4 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により決定します。

(3) 再度入札(2回目)の開札で落札者がいない時は、再度入札(2回目)で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

5 契約書作成の要否等

(1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

(3) 本件は、電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに別紙3 電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第1号)を入札公告第5の6(1)に記載の提出先に電子メールで提出してください。なお、本書は Word 形式で提出することとします。

6 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。その場合、奈良県は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

7 その他

(1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。

(2) その他詳細については、仕様書のとおりです。